

基金に関する事業

取りまとめ

燃油価格高騰緊急対策基金(農林水産省所管事業)

街なか居住再生ファンド(国土交通省所管事業)

民間再開発促進基金(国土交通省所管事業)

1. 燃油価格高騰緊急対策基金

- ・事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じているが、これは、需要の把握、事業の進捗管理が不十分であったことから、事業の執行計画に無理が生じていたからではないか。これを踏まえれば、使用見込みの低い資金が滞留していると考えられることから、事業の執行計画を再精査し、余剰資金は国庫返納すべきである。
- ・省エネ設備のリース導入支援は、本基金事業以外の事業においても実施されており、終了期限の延長を行ってまで実施する必要性は認められないため、終了期限をもつて、本基金事業での支援を終了すべきである。

2. 街なか居住再生基金

- ・事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じているが、これは、需要の把握、事業の進捗管理が不十分であったことから、事業の執行計画に無理が生じていたからではないか。これを踏まえれば、使用見込みの低い資金が滞留していると考えられることから、平成 28 年度における基金への積み増しを行わないこととした上で、

事業の執行計画を厳しく再精査し、余剰資金は国庫返納すべきである。

・また、基金事業の終了期限を設けた上で、早期の基金の終了を検討すべきである。

3.民間再開発促進基金

・事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じているが、これは、需要の把握、事業の進捗管理が不十分であったことから、事業の執行計画に無理が生じていたからではないか。これを踏まえれば、使用見込みの低い資金が滞留していると考えられることから、平成 28 年度における基金への積み増しを行わないこととした上で、これまでの貸倒実績率等も勘案して事業の執行計画を厳しく再精査し、余剰資金は国庫返納すべきである。

・また、基金事業の終了期限を設けた上で、早期の基金の終了を検討すべきである。

・レビューで取り上げた3基金のみならず、公益法人等に造成された全ての基金について、「行政事業レビュー実施要領」に示された点検方針等を踏まえ、早急に再点検を実施し、余剰資金について国庫返納を行うべきである。